

○芝山町町長交際費支出要綱

平成26年3月17日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が外部との交際上、必要とする経費(以下「町長交際費」という。)の適切な支出を図るため、その支出基準その他必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 町長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(支出基準の変更)

第3条 支出基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合は、町長交際費を支出できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(町長交際費の支出に関する基準の廃止)

2 町長交際費の支出に関する基準(平成19年芝山町公示第55号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

種別	項目	金額	供花等	備考
祝金	各種団体周年祝賀会、激励会等	5,000円	なし	金額の指定があるものは、その指定された金額
	落成式、開所式、 <sup>しゅん</sup> 竣工式等			
	叙勲祝賀会その他受賞記念会等			

会費	各種団体懇親会等			とする。	
弔慰	国・県・町議会議員(地元選出)	本人	10,000円	生花	状況に応じて支出を判断する。
	町職員				
	常勤特別職及び教育長		20,000円	生花	
	国・県・町議会議員(地元選出)	配偶者・父母・子	5,000円	生花	
	常勤特別職及び教育長				
	町職員				
	(元・前)常勤特別職及び教育長	本人	10,000円	生花	
	(元・前)国・県・町議会議員		5,000円	なし	
	行政委員会の委員等				
	町行政の関係各種団体の長等				
(元・前)町政協力委員等					
その他公益に関して功労のあった者					
見舞い	国・県・町議会議員(地元選出)				
	常勤特別職及び教育長				
	(元・前)国・県・町議会議員及び特別職等				
賛助・協賛金	現在継続しているもの以外は、原則として支出しない。 継続しているものについては、適宜見直しを図り、縮減する。				

備考

- 職を兼ねている場合は、この表の上位職に当たるものに支給する金額及

び供花等のみ支給するものとする。

- 2 弔慰金等の贈呈による支出に当たっては、各担当課長(局・室長)の名において町長交際費の支払の伺いを立てるものとする。